



就学援助制度について(ご案内)

南部町教育委員会

南部町では経済的な理由で義務教育に必要な学用品費や給食費などの支払いにお困りの方にその費用について援助が受けられる就学援助制度を設けています。対象世帯をご確認いただき、援助を希望される方は、申請書に必要な書類を添えて教育委員会事務局または学校まで提出してください。

1. 就学援助の対象となる方

次のいずれかに該当される方。

- ① 保護者の収入が不安定で、生活が困窮している世帯
- ② 市町村民税の非課税又は経済的理由等による税・料の減免世帯
(詳しくは教育委員会事務局へお問い合わせください。)
- ③ 児童扶養手当の受給世帯
- ④ 生活保護を受けている世帯、または生活保護が停止又は廃止された世帯

2. 援助する費用

学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学児童生徒学用品費・医療費・学校給食費
卒業写真/卒業アルバム代・オンライン学習通信費・日本スポーツ振興センター災害給付金掛金

3. 申請に必要な書類及び申請方法

対象世帯に該当し、就学援助を希望される保護者は、必要な書類を教育委員会事務局または各学校に提出してください。

- (必要書類) (1) 南部町就学援助認定申請書兼同意書
(2) 市町村民税所得・課税証明書(18歳以上の世帯全員の個人毎のもの)(有料)
ただし、就学援助の対象者のうち、②または③に該当する方で、この要件を証明できる証書、
通知書の写し等を提出いただければ、市町村民税所得・課税証明書の提出は必要ありません。
(3) 民生委員の所見(教育委員会が提出を求める世帯のみ)

※(1)の書類は教育委員会事務局・学校にあります。生活保護受給世帯の方は(1)のみ提出ください。

(2)については、各庁舎の町民生活課にお問い合わせください。

法勝寺庁舎(TEL0859-66-3114)、天萬庁舎(TEL0859-64-3781)

4. その他

・就学援助世帯の認定をする際には、申請者の所得だけでなく、生計を同一にしている(※)方全員の所得を合算した額で審査します。

※生計を同一にしているとは、「他の世帯の方と同居している」「世帯分離後も同居を継続している」などの状態を含みます。

・該当のお子様が小学校と中学校と両方におられる場合は1枚の申請書で結構です。

中学校または教育委員会事務局に提出してください。

・現在支給を受けておられる方も、毎年申請が必要です。

・新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯は、教育委員会へご相談ください。

ご不明な点については、教育委員会事務局までお問い合わせ下さい。

担当 教育委員会事務局

連絡先 0859-64-3787

